居宅介護支援契約書

　○○　○○　様　（以下、「利用者」といいます）と株式会社ケアフィ（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約いたします。

（契約の目的）

第1条　事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対して介護保険法令の趣旨に従い、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が公平中立に確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条　本契約期間は　　年　　月　　日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。なお、契約満了日の1週間前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されることとします。

（介護支援専門員）

第3条　事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命します。本事業者の介護支援専門員の選定や交代等があった場合は重要事項説明書でお知らせいたします。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条　事業者は次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

1. 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

2. 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。その場合、少なくとも２事業所の情報を提供し自由に選択できる様に配慮します。

3. 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画原案を作成し、利用者に対し説明を行い同意を受けます。

4. 居宅サービス計画は、利用者等と担当者を交えてサービス担当者会議を行った上意見調整をし、利用者の希望等を勘案して作成し、利用者に対し説明を行い交付し同意を受けます。

5. 居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、厚生労働省が定めた「介護サービス計画書標準様式中のサービス利用票」等の必要記載事項の説明を行い、利用者に交付し同意を受けます。

6. その他、介護支援専門員及び事業者担当職員により居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

（経過観察・再評価）

第5条　事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員及び事業者担当職員により対応を行います。

1. 利用者及びその家族と定期的に連絡を取り、経過の把握に努めます。

2. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

3. 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分の支援等の必要な対応を行います。

（施設入所への支援）

第6条　事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

（居宅サービス計画の変更）

第7条　利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方合意をもって居宅サービス計画を変更します。

（給付管理）

第8条　事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき、毎月給付管理票を作成し、京都府国民健康保険団体連合会に提出します。

（要介護認定等の申請にかかる援助）

第9条　事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行うよう利用者を援助します。

2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

（サービス提供の記録）

第10条　事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後５年間は保管します。

2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。

3. 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の写しを希望する場合は、交付を受けることができます。

4. 第12条の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

（料金）

第11条　　事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は別紙重要事項説明書のとおりです。

（契約の終了）

第12条　　利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3. 事業者は、利用者またはその家族等が、事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1)　利用者が介護保険施設に入所した場合

(2)　利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合

(3)　利用者が死亡した場合

（秘密保持）

第13条　事業者、介護支援専門員及び事業者担当職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。

2.　事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。

（賠償責任）

第14条　事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。

（身分証携帯義務）

第15条　介護支援専門員は、常に身分証と介護支援専門員登録証明書を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた場合は、いつでも提示します。

（相談・苦情対応）

第16条　事業者は、利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

（善管注意義務）

第17条　事業者は、利用者から委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

（信義誠実の原則）

第18条　利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2.　本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

（裁判管轄）

第19条　この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

契約者氏名

〔事　業　者〕

事 業 者 名　株式会社ケアフィ

事 業 所 名　淀本町ケアプランセンター　（京都府指定番号　2670918081　）

住　　所　　〒 612-8278　京都府京都市伏見区納所南城堀６番地４

代 表 者 名　　代表取締役　　池田　創一　　印

説　明　者　　介護支援専門員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔利　用　者〕

住　　所

利　用　者 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔代　理　人〕

住　　所

代　理　人 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(続柄)＿＿＿＿＿＿